

福島学院大学 新型コロナウイルス感染状況に対する大学の行動指針（BCP）

【制定・令和2年5月28日】【改訂・令和3年1月27日】【改訂・令和4年7月8日】【改訂・令和5年5月22日】

レベル	行動の目安（感染者の状況、国、県、市の指針、学内感染の状況等により判断）	教員	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	事務体制	出張
0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が発生している。 本キャンパスにて単発的に感染が発生している。	検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出校	換気や3密防止など感染防止に十分な注意を払い通常授業を実施	感染への注意を喚起した上で、課外活動を許可	感染に十分な対策を講じた上で、対面会議を実施	検温、手洗いなど感染に十分な対策を講じた上で、通常勤務	感染に十分な対策を講じた上で、出張許可
2	本キャンパスにて複数の感染者が発生しているなど、感染状況が拡大している。	感染者発生時は該当するキャンパスの状況により判断する。	感染者発生時は該当するキャンパスの感染の状況により、クラス単位、学年単位、学部・学科単位での休講措置、授業形態は状況に応じて遠隔授業も実施する。	活動内容を確認し、感染防止対策が徹底されていることを前提として個別に判断する。	会議は原則として対面で行うが、状況に応じてオンライン会議とする。	感染者発生時は該当するキャンパスの感染の状況により判断する。	感染者発生時は学内の感染状況により個別に判断する。
3	本キャンパスにてクラスターなど大幅な感染拡大が発生している。	キャンパスごとに判断し、原則として管理職者や指定した教員を中心とした出勤体制とする。その他教員は状況に応じて指定する。	入校禁止 休講もしくは遠隔授業のみ	全面禁止	会議は原則として対面で行うが、状況に応じてオンライン会議とする。	キャンパスごとに判断し、原則として管理職者や指定した職員を中心とした勤務体制とする。その他職員は状況に応じて指定する。	全面禁止

※ 5月19日以降、レベルを変更する事態が生じた場合には速やかな状況判断をおこない、適切なレベルでの対応を決定し、周知します。

※ このBCPはフェーズの状況等により内容を変更する場合があります。

・各項目の詳細については以下のガイドラインを参照してください。（本学ホームページ掲載）

1. 福島学院大学 新型コロナウイルス感染症防止のための ガイドライン、
2. 福島学院大学 授業実施のガイドライン、
3. 福島学院大学 学生生活に向けてのガイドライン